



3月末に退職される方へ

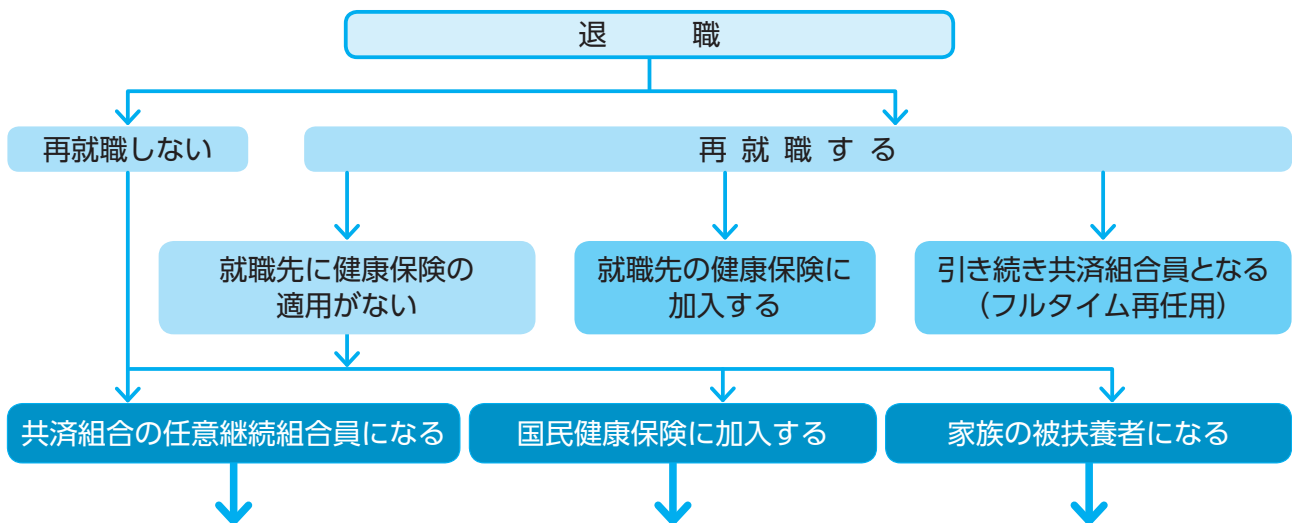


退職後の健康保険制度

組合員の皆さんが退職されますと退職日の翌日から組合員の資格を喪失するため、新たに次のいずれかの健康保険制度に加入する必要があります。

加入要件や特徴等をご確認のうえご自分に適した制度を選択し加入手続きを行ってください。

なお、フルタイム再任用職員になる場合は、当組合の組合員資格が継続となり、短時間再任用職員になる場合は、市町村等の「再任用規程」で定める健康保険制度に加入することになります。



加入要件	退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方で、退職した日から20日以内に任意継続組合員となることを申し出た方。	他の健康保険に加入していない方。	年間収入が130万円(障害年金受給者または60歳以上の公的年金受給者は180万円)未満の方で主たる扶養者の収入により生計を維持している方。 ※この他にも条件がありますので、詳細はご家族の勤務先等にお問い合わせください。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 共済貯金や人間ドックの助成等、福祉事業の一部を利用できます。 ● 同じ月に同じ医療機関に支払った自己負担額が25,000円(基礎控除額)を超えた場合に、その超えた額を附加給付として支給します。 	附加給付はありません。	健康保険組合により附加給付があります。
保険料	今まで給与から控除されていた共済短期掛金及び介護掛金の約2倍となります。(在職中は所属所が事業主として保険料の半額を負担していましたが、退職後は全額自己負担となります。)	被保険者の前年の所得割等で算定されます。市町村により異なるため、居住地の市町村にお問い合わせください。	保険料はかかりません。
加入手続き	本年3月31日退職予定の方については、2月中旬に加入希望調査を行いますので申し出てください。それ以外の方については、随時共済事務担当課へ申し出てください。	退職した日の翌日から14日以内に居住地の市町村において加入手続きをしてください。	健康保険組合により手続きが異なるため、ご家族の勤務先等にお問い合わせください。

「附加給付」とは、法律で定められた「法定給付」のほか健康保険組合が独自に附加して支給するものです。

※任意継続組合員制度については10～11ページをご覧ください。

お問い合わせ先 健康保険・国民年金について 医療健康課 TEL 029-301-1413
 老齢厚生年金について 年金課 TEL 029-301-1414
 貸付・物資・貯金・その他について 福利厚生課 TEL 029-301-1412

共済組合の各種事業に係る退職時の手続き等について

健康保険

4月1日以降は、現在お持ちの組合員証・組合員被扶養者証(保険証)は使用できなくなりますので、退職後速やかに当組合まで返還してください。

●任意継続組合員になる方

4月1日以降は、新たに交付する任意継続組合員証等を使用してください。
また、任意継続掛金の通知書(振込依頼書)を3月下旬に共済事務担当課をとおして送付しますので、4月20日までに納付してください。

●他の健康保険制度に加入する方

退職後に当組合の組合員証等を使用して医療機関で受診した場合、当組合が医療機関へ支払った医療費を全額返還していただくこととなりますので、必ず加入先の新たな保険証を使用してください。
また、退職後にかかりつけの医療機関で受診する際、保険証が変更になった旨を申し出てください。



年金

●老齢厚生年金について

受給開始年齢になる前に実施機関(共済組合・日本年金機構など)から請求案内が届きます。
なお、受給開始年齢よりも前に年金の受け取りを希望される場合は、60歳以降いつでも繰り上げて請求ができますので、当組合までご連絡ください。(繰上げ制度については13ページをご覧ください。)

●退職後の年金制度について

60歳未満の組合員および被扶養配偶者の方は、退職後に厚生年金や国民年金への加入が必要になります。

貸付

●未償還金の返済

組合員貸付金を償還中に退職される場合は、皆さんに支給される退職手当から未償還金を控除し、返済していただくことになります。

●借用証書の返還

完済されたことを確認したうえで、借用証書をご自宅に送付します。

●「だんしん」特約保証料の返還について

団体信用生命保険に加入している方が、保険期間の途中で退職される場合は自動的に保険脱退となり、未経過月数分の特約保証料を返還します。
なお、返還まで2ヵ月ほどかかります。



物資

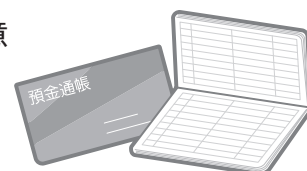
物資立替金の未償還金についても貸付と同様に退職手当から控除し、返済していただくことになります。

貯金

共済貯金は、原則として退職と同時に解約していただきますが、任意継続組合員になられる方は、共済貯金を継続することができます。
ただし、在職中から共済貯金に加入していた方に限ります。

●積立・払戻

- 積立は年2回(7月・12月)の臨時積立のみとなります。手続きは退職される共済事務担当課をとおして行ってください。
- 積立限度額は3,000万円です。
- 毎月2回払戻ができます。払戻を希望する場合は、当組合までご連絡ください。払戻締切日および送金日は、広報紙「いばらき共済」でご確認ください。



その他

- JTBベネフィット会員証は各自で破棄してください。

ホームページをご利用ください

<http://www.iba-kyo.com/>

▶各種申請用紙をダウンロードすることができます。
健康サポートコーナーのパスワード **iba-kyo**

